教育庁

資料２－３

**地震発生時における登下校時等の対応について**

**１　現　状**

　○　登下校中に地震が発生した際の指導方針や下校・引き渡しについては、府教育庁作成の「学校における防災教育の手引き」に規定。

・「登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、通学路上の避難場所、家庭の3つの中で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく」

　 ・「児童生徒の下校については、地震の規模や被災状況により判断をする」

・「引き渡しについては、手順を明確にし、あらかじめ学校と保護者の間でルールを決めておく」

○　これを踏まえ、各学校においては、実情に応じ「防犯・防災計画（危機管理マニュアル）」等を策定。

**２　課　題**

　○　「保護者と連絡が取れなかったことにより夕刻まで学校で待機した」、「登下校中の生徒と連絡がスムーズにとれなかった」等の課題。

　○　帰宅困難時に備えるため、児童生徒、教職員の備蓄品を整備する必要。

**３　今後の対応案**

○　今回の地震を受けて課題を精査し、「防犯・防災計画（危機管理マニュアル）」の改訂を含め、児童生徒の一層の安全確保に向け適切に対応。

○　併せて、府立学校における生徒用の備蓄品について、来年度以降計画的に全校で整備予定（一部整備済）。

○　上記について、市町村教育委員会及び私立学校園にも周知。